

基本方針 2 地域材の利用促進

分類ア 建築分野 / 住宅

行動計画 工務店と連携した住宅展示会の開催など普及活動の実施

(1) 背景・課題

- 両流域の市町村では、地域材や認証材を利用した住宅を建築する場合に、市町村が建設費の一部を補助するなど、住宅分野における地域材等の利用促進を図っている。
- 人口減少等に伴い道内の住宅着工戸数が低迷する中、令和3年に入り輸入材の価格高騰や入荷量の減少により道産建築材の需要が高まっている。
- 道産木材の需要の高まりを追い風とし、SDGsやゼロカーボンへの貢献など道産木材の利用の意義や流通状況を説明し、建築材としての利用について工務店等の理解を得ることが必要である。
- また、施主を対象に、工務店等と連携してWeb等を活用した積極的なPRが必要である。

(2) 行動計画

- 工務店や施主を対象に、地域材等の利用に関する研修会等を開催し、木材利用の理解醸成を図るとともに、工務店と連携した住宅展示会や施工現場見学会を開催する。そうした取組を動画やWEBなどにより広く発信する。
- 認証材の利用による付加価値向上に加え、北海道で実施している「HOKKAIDO WOOD」ブランド化の取組との連携を図りながら、木材利用促進に係る普及活動を進める。

行 動 内 容		実施年度					行動主体						
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国	
見学会等の開催	住宅・現場見学会の開催、WEB等でのPR	←				→		○	○			○	
PR動画の作成	木材利用関連動画の作成によるPR	←				→	○	○	○			○	

関係団体：(道総研) 林産試験場、(一社) オホーツク森林産業振興協会など

(3) 成果指標・目標

地域材利用促進制度を活用する住宅棟数

現状値 (H28-R2) 219棟 → 目標値 (R4-R8) 220棟

(住宅着工数が減少傾向のため現状維持を目標とする)

行動計画 中高層建築物などの非住宅での地域材の利用促進

(1) 背景・課題

- 公共建築物木材利用促進法の施行から10年が経過し、令和3年（2021年）6月に木材利用促進法が改正され、脱炭素化社会の実現に向けて建築物への木材利用を協力を推進するため、木材利用を促進する対象を「民間建築物を含む建築物一般」に拡大された。
- 中高層建築物（4F以上）や非住宅においては、その大半が非木造となっているなど木材の利用は進んでいない。
- 中高層の木造建築を可能とするCLTの利用拡大に向けて、国において「CLTの普及に向けた新ロードマップ」（R3.3）が、道において「道産CLT利用拡大に向けた推進方針」（H29.3）が策定され、需要の創出と供給体制の整備、設計技術者への支援などを進めることとしている。
- 道産CLTの活用などにより、中高層建築物等への木材の利用を促進するなど、新たな需要を創出することが必要である。
- 公共施設の新築・改築にあたっては、木造化や木質化を積極的に推進することで、木の良さや木材利用の意義などをPRすることが必要である。

(2) 行動計画

- 中高層建築物や商業施設など非住宅分野での木材利用を進めるため、大手ディベロッパー等への積極的な働きかけや設計技術者などへの普及PR、供給体制の整備を進める。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
大手ディベロッパー等への働きかけ	大手ディベロッパー等との意見交換等の実施	◀				▶	○	○	○	○	○	
設計技術者などへの普及PR	設計技術者への情報提供	◀				▶	○		○		○	

関係団体：（道総研）林産試験場など

(3) 成果指標・目標

設定なし

行動計画 公的機関が発注する土木工事での積極的な地域材の活用

(1) 背景・課題

- 北海道では公共事業を所管する農業・建設担当部局と連携し、土木工事において地域材利用を積極的に進めるとともに、市町村が実施主体となる土木工事についても木材の利用を推進している。
- 道の水産林務部では、地域材の需要拡大を図るため、平成 26 年度からコンクリート型枠合板を外国産材から道産トドマツへ転換する取組を進めている。
- こうした取組により、公共事業での木材利用が定着しつつある。

(2) 行動計画

- 林道事業や治山事業などの森林土木工事はもとより農業用の暗渠疎水材（木材チップ）やコンクリート型枠材として国や地方公共団体が率先して地域材を活用するとともに、使用事例を PR し普及に努める。

行 動 内 容	実施年度					行動主体					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
公的機関が発注する公共土木工事での積極的な使用と事例の PR による普及	←				→	○			○	○	○

(3) 成果指標・目標

公共土木工事での木材利用量

現状値 (R3) 24,936m³ → 目標値 (R8) 25,000m³

(公共事業における利用について現状の水準を確保)

分類ウ 暮らし分野 / 木工クラフト

行動計画 インテリアや食器等生活用品の木製品利用拡大に向けたイベント等の取組

(1) 背景・課題

- (一社)オホーツク森林産業振興協会では、東京ギフトショーに出展するほか、同協会の地域材利用促進部会では、各種イベントに活用するため、地域材を活用した割箸を作成・配布するなど、利用拡大に向けた取組を行っている。
- これまで、木製品展示施設等での対面販売が主だったが、コロナ過においても広く木製品の販路を拡大するため、対面販売に加え、非対面となるネットショップを活用した販売を開始した。
- SDGsへの関心が社会全体で高まる中、飲食店や一般消費者において、暮らしに身近な製品について脱プラスチックへの意識が高まっている。

(2) 行動計画

- (一社)オホーツク森林産業振興協会や民間企業等と連携し、認証材などを活用した新製品の開発やモニター利用、継続的なイベント出展等により、暮らしに身近な分野での木製品の普及を進める。
- WEBやSNSを活用した情報発信を進め、非対面のPR手法確立に向けて検討を行う。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
イベント出展	新規イベント開催検討及び実施	←				→	○	○	○	○	○	
販路の拡大	カタログの作成やインターネット販売の取組	←				→		○	○	○	○	

関係団体：(一社)オホーツク森林産業振興協会等

(3) 成果指標・目標

設定しない

行動計画 林地未利用材の利用促進

(1) 背景・課題

- 平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）が開始され、オホーツク地域では、平成28年12月に紋別バイオマス発電(株)、平成31年1月に(株)ウインドスマイルによる大規模な木質バイオマス発電所が稼働を開始したことから、地域内の木質バイオマス資源の利用量は増加傾向となっている。
- ゼロカーボン北海道の実現に向けて、化石燃料の代替により二酸化炭素の排出抑制に資する木質バイオマスのエネルギー利用に期待が寄せられている。
- 森林づくりに伴い産出される木材を無駄なく利用するため、木質チップや木質ペレット等の木質バイオマスのエネルギー利用の意義を普及啓発するとともに、木材の既存利用に影響を及ぼさないよう、地域の関係者が連携した原料の安定供給体制づくりが必要である。

(2) 行動計画

- 大規模な木質バイオマス発電施設における原料需要の増加に対応するため、既存利用に影響を及ぼさないよう、森林整備に伴い発生する林地未利用材の安定的な供給体制の構築に向けて、地域の関係者が情報共有や意見交換、現地検討などを実施する。
- 津別町や紋別市で実施している地域内エコシステムの取組事例について、普及PR資料の配布や見学会を実施する。

行 動 内 容	実施年度					行動主体					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
林地未利用材の 利用促進	←				→		○	○	○	○	○
効率的な搬出及び積極 的な利用	←				→			○	○	○	○
安定的な供給体制構築 の検討	←				→	○				○	○
発生情報の収集・発信	←				→					○	○

関係団体：津別町森林バイオマス利用推進協議会、オホーツク森林バイオマス活用協議会、森林組合等

(3) 成果指標・目標

木質バイオマス利用量

現状値 (R3) 232,305t → 目標値 (R8) 270,000t

* 林地未利用材

立木を伐採して丸太にする過程で発生する枝葉、木の根元や先端部及び伐採後に森林外に搬出されない間伐材等の林地内に残された未利用資源のこと。